

## メンテナーマネージャー / オブジェクト登録者 電子証明書(クライアント証明書) 利用規約

### 注意事項

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、JPNIC)が提供する「メンテナーマネージャー / オブジェクト登録者 電子証明書(クライアント証明書)」を利用するためには、本規約に則って利用することに同意して頂く必要があります。ここでいう電子証明書(クライアント証明書)とは、以下の二種類のクライアント証明書を意味します。

- メンテナーマネージャー向けのクライアント証明書
- オブジェクト登録者向けのクライアント証明書

利用の前に本規約を十分にお読み下さい。これらの電子証明書を利用された場合、本規約に則って利用することに同意したものとみなされます。

### 記

#### 目的

JPIRR 認証局が発行するクライアント証明書は、当センターにて運用されている JPIRR のご利用や各種申請業務において、当センターが行う証明書利用者の認証を行うことを目的とします。

当センターにて運用されている認証局は、実験的に運用するものとします。

#### 証明書の発行対象

メンテナーマネージャー証明書は、当センターが運用する JPIRR に登録されたメンテナーマネージャーオブジェクトの管理を行っている組織に属するユーザ、もしくは個人に発行されるものとします。なお1つ以上のAS番号の割り当てを受けている組織または個人とします。オブジェクト登録者証明書は、メンテナーマネージャーによって本人確認が行われ、オブジェクト登録業務を任命されたユーザに発行されるものとします。

#### 受付時間

「メンテナーマネージャー証明書」の発行申請及び失効申請の受付時間は原則として平日 10 時～18 時です。「オブジェクト登録者証明書」の発行申請及び失効申請は、システムメンテナンス等を除き、原則として常に受け付けます。ただし申請内容や運用状況によってはこの限りではありません。

#### 禁止事項

JPIRR 認証局および当センターの認証局に関連するサービスを提供している認証局システムに対し、次に挙げる行為を禁止します。

- 認証局システムに対して不正アクセスを行うこと。
- 認証局システムの管理及び運用を故意に妨害すること。

#### システム利用者の設備等

クライアント証明書の利用者は認証局システムを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェアや通信に必要なものを含む)を自己の負担において準備すること(費用や手続きを含む)とします。

また、当センターより認証トークンの貸与を受けた場合には、これらを善良な管理者の注意義務をもって管理し、当センターの要求があった場合、三週間以内に返却されるものとします。なお、紛失された場合、再度貸与することはありません。新たにご購入頂きます。

以下のあて先へ郵送して下さい。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-4 国際興業神田ビル 6F 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター セキュリティ事業担当
---

#### 証明書の管理と責任

本実験における証明書の利用者には、「メンテナー管理者」と「オブジェクト登録者」の二つの種類があります。このうちメンテナー管理者は次の事項の責任を負うものとします。

- メンテナー管理者証明書と対応する秘密鍵の管理
- オブジェクト登録者証明書の発行対象の登録(本人確認を含む)
- オブジェクト登録者証明書と秘密鍵の管理

オブジェクト登録者は、オブジェクト登録者証明書の発行対象に対して、証明書と秘密鍵の安全な管理について周知・徹底を図るものとします。発行対象の登録や秘密鍵の管理に不備があると認められた場合、その発行対象の登録を行ったメンテナー管理者証明書の証明書が失効されることがあります。

当センターの認証局が発行した証明書のユーザは、「JPNIC 認証局証明書 利用規約」に記載された事項に同意し、認証局証明書及びクライアント証明書の有効性を確認した上で利用するものとします。

#### 免責事項

当センターは、認証局システムと電子証明書等の利用により発生したシステムのユーザ又は他の第三者がこうむった損害について一切の責任を負わないものとします。また当センターは、当センターの認証局に関連するサービス提供の遅延、中断又は停止によって発生したシステムのユーザ又は他の第三者がこうむった被害について一切の責任を負わないものとします。

#### 規約の変更

当センターは証明書の利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができます。本規約の変更後に当センターの認証局に関連するサービスの利用を行ったときには、そのユーザは変更後の規約が適用されます。

規約の変更が通知される場合は、次の項で述べる方法で行われます。

#### 通知の方法

証明書の利用者への通知は、以下の方法で行われます。

- JPNIC 認証局のページへの掲載  
<http://jpnica.nic.ad.jp/>
- JPNIC 認証局が発行する証明書を利用する際に、登録された電子メールアドレス宛のお知らせ

以上

